ご旅行条件書　募集型企画旅行（海外）

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面、及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1.　募集型企画旅行契約

(1) このご旅行は、三八五観光株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約を締結（以下「旅行契約」といいます。）することになります。
(2) 旅行条件につきましては、この本旅行条件書によるほか、パンフレット類（日程表が記載）又は確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。
(3) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配及び旅程管理を行うことを引き受けます。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1) 当社所定の旅行申込書（以下「お申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、パンフレットに記載したお申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料、又は違約料の一部として取扱います。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものといたします。
(2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約のお申込みを受け付けることがあります。この際、ご予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内（当社の定めた期間内）にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間内にお申込金を提出されない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
(3) 当社は、団体・グループの場合のお申し込みは、その代表者が契約責任者として契約の締結及び、解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

3. お申込条件

(1) 20 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とします。
(2) 特定旅客を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能、その他当社が指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
(3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別な配慮を必要とする方はお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。また、現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施の為にお客様のご負担で介助者・同伴者の同行を条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
(4) お客さまがご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診察又は加療を必要と当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただく場合があります。これにかかる一切の費用はお客さまのご負担となります。
(5) お客さまのご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
(6) お客様が他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります
(7) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断り場合があります。
(8) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
(2) 当社はお客様に、確定した集合場所等の旅行日程、利用運送機関、宿泊機関等が記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しいたします。（原則として旅行開始の2週間前から7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウイーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始の前日までにお渡しします。）

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21 日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21 日目に当たる日以降にお申込みの場合は旅行開始日前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金について

「旅行代金」とは、募集広告又はパンフレット等に「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項の「申込金」、第14項(1)の①の(ア)の「取消料」、第14項(1)の②の(ア)「違約量」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道、バス等運送機関の運賃・料金（等級の選択できるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレット等に明示してあります。また運送機関等の課す付加運賃・料金はこの運賃・料金に含まれておりません。）
(2) 旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金（パンフレット等に特に記載がない限り,2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
(3) 旅行日程に明示した食事料金及び税・サービス料
(4) 旅行日程に明示した観光料金（ガイド料金・入場料金）
(5) 航空機による手荷物の運搬料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（お1人様20kgが原則となっておりますが、ご利用等級・方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。）
(6) 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります。）　但し、一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただくことがあります。
(7) 添乗員が同行するコースの添乗員同行費用
(8) その他パンフレット等で含まれる旨明示したもの
上記諸費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

第7項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(1) 超過手荷物料金（各種運輸機関で定めた重量・大きさ・個数を超える分について）
(2) 各航空会社により設定される手荷物運搬料金及び、有料の機内食や飲み物代金等。
(3) クリーニング代、電報電話料、ホテル・旅館等のボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食費等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料
(4) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）
(5) ご希望者のみ参加される別途料金のオプショナルツアー等の料金
(6) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。
(7) 日本国内の空港旅客施設使用料及び、旅客保安サービス料
(8) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日・旅行終了当日等の宿泊費
(9) 旅行日程中の空港税等（但し、空港税等を含んでいることをパンフレット等で明示したコースを除きます。）

9. 追加代金と割引代金

(1) 第6項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）
①お1人部屋を使用される場合の追加代金。
②パンフレット等で当社が「〇〇〇プラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
③「食事なしプラン」を基本とする場合の「食事つきプラン」等の追加代金
④パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
⑤パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する追加代金
⑥その他、お客様の希望により追加手配を行った場合の追加代金
(2) 第6項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割り引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。）
①パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に　設定した場合の割引代金。
②その他パンフレット等で「〇〇〇割引代金」と称するもの。

10. 旅券・査証について

(1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。 但し、当社は所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証渡欧の取得ができなくてもその責任を負いません。
(2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や、査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

11. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、気象条件、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び、当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の企画旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

12. 旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。
(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときはその改訂分だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15 日目にあたる日より前にその旨をお客さまに通知いたします。
(2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
(4) 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことに変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客さまの交替

お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この際、交替に要する手数料として10,000円（消費税別）いただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は当社が承諾したときに効力を生じ、以後契約上の地位を譲り受けた第三者が、お客さまの旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。
なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

14. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

①お客様の解除権

お客様は、次に定める取消料をお支払いただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、当社が確認したときを基準とします。

（ア）

区　分	取消料
（一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く）	
イ. 旅行開始時日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで（ロからニまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の10%以内
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く）	旅行代金の20%以内
ハ旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く）	旅行代金の50%以内
ニ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
（二）貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降の解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の20%以内
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ並びにニに掲げる場合を除く）	旅行代金の50%以内
ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く）	旅行代金の80%以内
ニ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
（三）旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（次に掲げる場合を除く）	
イ. 日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料収受期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合【（2）に掲げる場合を除く】	①クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のものを除く。②において同じ）の50%以上のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内 ②クルーズ中の泊数が当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内
ロ. 旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
（四）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります
注:「ピーク時」とは、12月20日～1月7日まで、4月27日～5月6日まで及び7月20日～8月」31日までをいいます。	
備考　・取消料の金額は、契約書面に明示します。 ・本表の適用にあたって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

（イ）特定コースについては、別途お渡しするご旅行条件書又はパンフレット等の旅行条件によります。

（ウ）お客様は次の項目に該当する場合は取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。

a）旅行契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要な場合に限ります。

b）第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

c）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d）当社がお客様に対し、第4項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e）当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

（エ）当社は本項(1)の①のアにより旅行計画が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。
また本項(1)の①(ウ)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻しいたします。

（オ）日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合、お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。

（カ）お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

（キ）当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他の渡航手続上の事由

② 当社の解除権

（ア）お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金をしはらわれないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①の（ア）に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

（イ）次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

a）お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件たしていないことが明らかになったとき。

b）お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

c）お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

d）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

e）お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

f）お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は 4／27～5／6、7／20～8／31、12／20～1／7　に旅行開始するときは，旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 33 日目にあたる日より前に、また同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

g）スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

h）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

（ウ）当社は本項(1)の②のアにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。
また本項(1)の②のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後の解除

① お客様の解除・払い戻し

（ア）お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

（イ）お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

② 当社の解除・払い戻し

（ア）旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

a）お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b）お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

c）お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

d）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

（イ）解除の効果及び払い戻し

本項(2)の②のアに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約科その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

（ウ）本項(2)の②のアの a)、d)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

（エ）当社が本項(2)の②のアの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします.

15. 旅行代金の払い戻しの時期

(1) 当社は、「第 12 項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前 14 項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。

(2) 本項(1)の規定は、第 19 項（当社の責任）又は第 21 項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

16. 旅程管理
当社は、次に掲げる業務を行い、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力いたします。ただし、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
(1) お客さまが旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約の内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
(2) 前(1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう旅行契約の内容の変更を最小限にとどめるよう努力いたします。
(3) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これらが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とします。

17. 当社の指示
お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18. 添乗員
(1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
(2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。
(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
(4) 添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までといたします。

19. 当社の責任
(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
(2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
④官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
⑤自由行動中の事故　⑥食中毒　⑦盗難　⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して 21 日以内に当社に対して申し出があった場合に限り賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社の賠償額はお 1 人様当り最高 15 万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。
(4) 航空運送約款または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約（重複予約）をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

20. 特別補償
(1) 当社は、お客様が募集型企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によりその生命、身体又は手荷物上に被った一定の損害について、当社旅行業約款特別補償規程により、以下の金額の範囲において、補償又は見舞金を支払います。
・死亡補償金：2，500万円
・入院見舞金：4～40万円
・通院見舞金：2～10万円
・携行品損害補償金：お客様1名につき15万円まで（但し、補償対象品1個又は1対あたり10万円を限度とします。）
(2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、 スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
(4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
(5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任
(1) お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は、損害を賠償しなければなりません。
(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに添乗員、現地ガイド・あっ旋員、当該旅行サービス提供機関及び当社にその旨を申し出なければなりません。

22. オプショナルツアー
(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する小旅行（以下「オプショナルツアー」といいます）の内、当社が企画・実施するオプショナルツアーに対する第20項の特別補償の適用については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
(2) 当社以外の者が企画・実施する場合、契約は現地の法令、慣習に基づいて現地旅行社が定めた旅行条件によって実施され、当社の旅行条件書（特別補償規定以外）は適用されません。当該オプショナルツアーの催行に関わる企画・実施者の責任及び、お客様の責任はすべて当該オプショナルツアーを催行する法人及び、当該企画・実施者、現地旅行社、当社等の定めにより実施されます。

23. 旅程保証
(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。）は、第 6 項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 19 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足か発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変　イ 戦乱　ウ 暴動
エ 官公署の命令　オ 欠航、不通、休業等運送・ 宿泊機関等の旅行サービス提供の中止　カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供　キ 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
② 第 14 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
③ パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第 6 項で定める「旅行代金」に 15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお 1 人様につき 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
(3) 当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

変更補償金の額＝1 件につき下記の率×旅行代金

変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始日前日までに通知した場合	旅行開始日以降に通知した場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1．5%	3．0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他旅行目的の変更	1．0%	2．0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料のものへの変更	1．0%	2．0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1．0%	2．0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1．0%	2．0%
⑥パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1．0%	2．0%
⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1．0%	2．0%
⑧パンフレット契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1．0%	2．0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2．5%	5．0%

24. 旅行条件・旅行代金の基準
本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

25.海外危険情報について
渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ：http://www.anzen.mofa.go.jp/ 」でもご確認ください。なお、契約後ご出発までの間に、該当の国・地域に危険情報が出される場合がございます。極力お客さまにはその旨ご案内しますが、都合によりご案内できない場合に備えまして、ご出発に際し、お客さまご自身で海外安全ホームページをご確認いただくようお勧めいたします。

26.保健衛生について
渡航先の衛生状況については
、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：http://www.forth.go.jp/ 」でご確認ください。

27.海外旅行保険加入について
ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。

28.個人情報の取扱い
(1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。
(2)当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、 ①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
(3)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

29. その他
(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用はお客様にご負担いただきます。
(2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(4)当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、第 13 項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第 14 項の当社所定の取消料をいただきます。
(5)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも、第 19 項(1)及び第 23 項(1)の責任を負いません。

三八五観光 株式会社
観光庁長官登録旅行業第1046号　一般社団法人日本旅行業協会正会員
青森県八戸市八日町2番地　TEL 0178-44-8181
むつ支店 0175-22-1188　十和田支店 0176-23-8282　盛岡支店 019-656-1385